

12 こんなこと、こんなときは

多量ごみについて

引っ越しなどの一時多量ごみは戸塚環境センター、朝日環境センターまたは鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入するか、川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。許可業者以外が一般廃棄物を収集運搬することは違法です。

なお、搬入物によって自己搬入先が異なりますのでご注意ください。

(問い合わせ) 戸塚環境センター (自己搬入について)
朝日環境センター (自己搬入について)
鳩ヶ谷衛生センター(自己搬入について)
資源循環課 (一般廃棄物収集運搬業許可業者について)

事業用建築物の建設に際して

事業用建築物の建築予定者は、事業系一般廃棄物に関する再生利用対象物及び廃棄物の保管場所を設置し、建築確認申請前に届出をする必要があります。

事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者は、事業系一般廃棄物減量計画書及び管理責任者の選任の届出をしてください。

(問い合わせ) 資源循環課

集団資源回収助成金について

集団資源回収団体の登録を受けた町会や自治会、PTA等の団体を対象に回収重量1kgにつき10円の助成金を交付しています。

登録を受けようとする団体は、登録申請書により申請してください。

(問い合わせ) リサイクルプラザ

犬・猫などの小動物死体について

犬・猫などの小動物死体は、原則として飼い主が処理することになっていますが、自ら処分できないときは届出に基づいて市が処理します。

収集、運搬及び処分手数料はそれぞれ下表のとおりです。

区分	対象	手数料
犬・猫及びその他の小動物	収集・運搬	1回につき 1,140円
	処分	1体につき 4,380円

(問い合わせ) 収集業務課 (収集・運搬について)
戸塚環境センター(処分について)
朝日環境センター(処分について)

一般ごみ、資源物ステーションの設置等について

一般ごみ、資源物ステーションを新たに設置、廃止または移動する場合、町会・自治会長は地域のかたと相談のうえ、事前に届出を行ってください。

(問い合わせ) 収集業務課

開発事業、共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について

10戸以上の共同住宅、長屋及び一団の住宅を建設する際は、一般廃棄物等の保管場所設置について事前に協議が必要となりますので届出を行ってください。

また、10戸未満の共同住宅及び長屋を建設する際や、一般廃棄物等保管場所の設置がない既存の共同住宅及び長屋についても、保管場所を敷地内に設置するように努めていただき、設置するときは事前に協議が必要となりますので届出を行ってください。

(問い合わせ) 収集業務課

浄化槽について

浄化槽は、設置後の管理を怠ると汚水が浄化されず、悪臭が発生したり汚物が流れ出てしまいます。維持管理(清掃・保守点検・法定検査)は各業者に依頼のうえ、適正に行ってください。

項目	回数	依頼先
清掃	年1回以上	市の許可業者
保守点検	種類や規模ごとの回数	市の登録業者
法定検査	年1回	県の指定検査機関

(問い合わせ) 環境保全課

リサイクルショップ

リサイクルプラザ3階のリサイクルショップでは、不要になったものを無償でお譲りいただき、必要とされるかたに無料で差しあげています。

また、リサイクル工房で再生した家具類を競争入札により販売しています。

(問い合わせ) リサイクルプラザ

し尿の汲み取りについて

汲み取りの回数は原則として、月2回です。手数料は下表のとおりです。

普通世帯	月額 1世帯につき 480 円と 1人につき 220 円を加えた額
生活保護を受けている世帯	月額 1人につき 40 円 (減免制度あり)
多数の者が利用する施設	36 リットルにつき 270 円

※改良便所を使用する世帯については、便槽 1 槽につき月額 260 円が加算されます。

(問い合わせ) 鳩ヶ谷衛生センター

ふれあい収集について

高齢や障害等により、家庭ごみをステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、毎週 1 回、指定の曜日に一般ごみ、資源物、有害ごみ、乾電池を戸別収集するとともに、希望者には声かけによる安否確認を行います。

利用を希望されるかたは、ふれあい収集利用申請書により申請してください。

(問い合わせ) 収集業務課

携帯電話の拠点回収について

携帯電話には希少金属(レアメタル)が多く含まれています。レアメタルを回収し、資源として活用することの重要性を知っていただくため、退蔵されている携帯電話の拠点回収を実施しています。

携帯電話を廃棄する時は、販売店に返却いただくか、下記の回収拠点に設置されている回収ボックスに入れてください。なお、個人情報保護のため、データを完全に消去してからお出してください。

収集場所：市役所第一本庁舎ロビー
各支所
東川口駅前行政センター
各図書館
鳩ヶ谷庁舎エントランスホール
リサイクルプラザ棟 3 階エレベーターホール

(問い合わせ) 資源循環課

資源物の持ち去りについて

資源物ステーションに出された資源物の所有権は市にあることを条例で定めており、市が指定する者以外が資源物ステーションから資源物を持ち去ることは禁止されています。持ち去り行為を目撃したときは車両の種類、ナンバー、日時などを控えて警察へ通報し、収集業務課にも連絡してください。

なお、現場で注意することはトラブルに発展することがありますのでお控えください。

(問い合わせ) 収集業務課

あき地の適正な管理について

あき地の所有者のかたは、適正な管理を行ってください。あき地に雑草が生い茂りますと、害虫の発生やごみの不法投棄などで近隣の生活環境を損ないます。計画的に雑草の処理を行うようご協力ください。

(問い合わせ) 環境保全課

環境月間と3R推進月間のイベントについて

地球温暖化対策活動および3R推進活動の一環として、毎年6月の環境月間および10月の3R推進月間に各種イベント等を開催しています。イベントの内容につきましては、市のホームページ、広報紙等でお知らせいたしますのでご確認ください。

(問い合わせ)

6月の環境月間・・・環境総務課

10月の3R推進月間・・・資源循環課

リサイクルプラザ

小型家電リサイクル法への対応について

小型家電に含有される金や銅、レアメタルなどの有用金属を有効利用するため、小型家電のリサイクルを平成25年4月の法律の施行に合わせて実施しています。

市民の皆さまから排出された資源物及び粗大ごみの中から、市の施設で小型家電を選別し、国の認定を受けた事業者に売却、再資源化しています。

(問い合わせ) 資源循環課